

## 大阪がん循環器病予防センター公的研究費不正防止計画

大阪がん循環器病予防センター(以下「センター」という。)では、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、大阪がん循環器病予防センター公的研究費不正防止計画を以下のとおり定めるものである。

### I. 運営管理体制

- ① 最高管理責任者：所長  
公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- ② 統括管理責任者：事務長  
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス推進責任者：副所長（循環器病予防部門）  
各部署における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ
- ④ 防止計画推進部署：総務課

### II. 不正使用防止計画

#### 1. 責任体系の明確化

##### ■ 不正使用防止計画策定の目的

公的研究費の管理業務に関する責任体制を明確にし、かつコンプライアンス推進に関して責任意識を高め、公的研究費の適切な管理と運営を図ることを目的とする。

##### ■ 不正使用防止計画

防止計画推進部署は責務等を確認し、十分に理解する。なお、新たに任命された場合は十分に理解するための措置を講じる。

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### ■ 不正使用防止計画策定の目的

- ・ 抑制機能を有する環境・体制の構築を図る。
- ・ 関係者の意識の向上を図る。
- ・ 調査及び懲戒に関するルールの整備及び運用の透明化を図る。

##### ■ 不正使用防止計画

- ・ 公的研究費の使用ルールを分かりやすく、説明会等を実施して周知を図る。
- ・ 関係者の意識向上を図るうえで、基本的に財団の会計に関する規定や大阪府の例規等の定めるところに準じて取り扱うことを周知し、コンプライア

ンスの徹底を図る。

- ・ 財団の綱紀保持に関する規定等に従わなければならないことを啓発し、定期的な研修と行動チェックを行う。
- ・ 会計事務処理について、会計事務担当者向け研修に参加することにより、事務職員としての専門性を高める。
- ・ 公的研究費の不正使用に係る調査及び懲戒については、財団の規程等に基づき行う。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

#### ■ 不正使用防止計画策定の目的

- ・ 不正発生の要因を把握し、不正使用防止計画を定期的に見直し、再発防止を図る。

#### ■ 不正使用防止計画

- ・ 不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について再発防止を検討し、不正使用防止計画に加える。

### 4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

#### ■ 不正使用防止計画策定の目的

- ・ 予算執行状況を把握し、適正な予算執行を行う。
- ・ 取引業者との癒着の発生を防止する。
- ・ 物品等の発注・検収業務
- ・ 非常勤職員の勤務時間管理
- ・ 出張状況等の把握

#### ■ 不正使用防止計画

- ・ 公的研究費を執行する際には必ず事務局を通して執行し、発注から支払いまでの透明性を確保する。予算の執行状況については、事務局から適宜各研究員に周知し、予算の計画的執行を促す。
- ・ 研究員等の適正を担保するため、誓約書（別添様式1）を関係者から徴取する。
- ・ 物品等の発注と検収は、別の者が行い、立替え払いは、原則として行ってはならない。やむを得ず行った場合には、必ず、事後検収を受ける。なお、プログラムの作成等特殊な役務に関する検収については、専門技術者に立ち合わせることをとする。
- ・ 請負業者等の公正性を担保するため、別に定める基準により、誓約書（別添様式2）を徴取することができる。
- ・ 非常勤職員等の勤怠管理については、財団の規定等の定めるところにより事務局が出勤状況を確認する。

- ・ 出張する研究員は必ず事前に出張伺いを提出し、また、管外出張の場合は更に旅行伺いを提出する。命令権者は、旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を研究員の研究テーマに照らし合わせて出張命令を行う。出張終了直ちに復命書を作成し、命令権者へ提出しなければならない。命令権者は、復命書により出張状況を把握し、出張の事実について検証できる資料等の提出を求めるものとする。また命令権者は、復命書に最低限記載・添付すべき事項等について周知を図る。

## 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

- 不正使用防止計画策定の目的
  - ・ 情報共有、共通理解の促進を図る。
  - ・ 不正防止のため相談窓口及び通報窓口について広く周知する。
- 不正使用防止計画
  - ・ 公的研究費の使用ルール等について、相談窓口は、総務課とする。
  - ・ 公的研究費の不正使用についての通報窓口を、総務課におく。その通報の方法は、告発者が書面、電話、FAX、電子メール、面談等自由に選択できるものとする。
  - ・ 公的研究費の不正使用に関するセンターの取組み、各種窓口等については、ホームページにおいて公表する。

## 6. モニタリングのあり方

- 不正使用防止計画策定の目的
  - ・ 実効性のあるモニタリング体制及び方法の充実
  - ・ 監査制度の整備等
- 不正使用防止計画
  - ・ 統括管理責任者は、毎年度最低1回、自己会計検査を実施し、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - ・ 内部監査部門を総務課に置き、毎年度1回、内部監査を実施する。その結果は、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
  - ・ 不正が発生した際には、総務課は、速やかに発生要因に応じた内部監査を実施するとともに、理事長に報告し公表する。

## 7. 監事との連携

総務課は、内部監査を実施するにあたり、機関内の不適正発生要因や監査の重点項目について、財団の監事（公認会計士）の意見を求めるものとする。

附則

この計画は平成26年11月1日より施行する。

この計画は平成29年4月1日より施行する。

この計画は平成30年4月1日より施行する。

この計画は令和3年4月1日より施行する。